

商事法における会計基準の受容(7)

—イギリス(2)—

弥 永 真 生

- (1)オーストラリア (『筑波ロージャーナル第4号』)
- (2)オランダ (『筑波法政第45号』)
- (3)ドイツ(1) (『筑波ロージャーナル第5号』)
- (4)ドイツ(2) (『筑波法政第46号』)
- (5)カナダ(1) (『筑波ロージャーナル第6号』)
- (6)カナダ(2)
- (7)イギリス
 - 1 会計法における会計関連規定
 - 2 会計原則についての勧告書の作成・公表 (以上、『筑波法政第47号』)
 - 3 会計基準委員会と会計基準審議会 (以下、本稿)
 - 4 真実かつ公正なる概観と会計基準

3 会計基準委員会と会計基準審議会

(1) 会計基準委員会

各会計士団体は、会計実務についての勧告等を作成・公表し、たとえば、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会は、1942年から1969年までに、29の会計原則勧告書を公表したが、これらは、最善の会計実務の指針として勧告するものであって (Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1942] p.354 [Accounting Principles], Editorial [1943] p.145)、(監査を受ける) 会社の会計実務に対してはもちろんのこと、会員の監査実務に対しても拘束力を有するものとは考えられていなかった¹⁾。

しかし、会計実務に相当程度の多様性が生じ、会社間比較が困難である、会

社が採用する会計処理や表示の原則・手続が明示されていない、指針とされる会計原則に準拠しているか否か、準拠していないのはどのような理由に基づくのかなどについて情報が明示されない、などの問題が認識されるようになった。そして、会計士団体が適切な行動に出なければ、政府による介入も予想される状況となった (Storrar and Peebles [1983] p.3)²⁾。

そこで、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会は、1969年12月に『1970年代の会計基準についての趣意書 (Statement of Intent on Accounting Standards in the 1970's)』を公表した。この趣意書においては、可能な限り明確な、最善の会計実務に関する権威ある文書を公表することによって、会計実務上の多様性の範囲を縮小すること、特定の会計基準から離脱する場合にはその旨を開示すること、新たな会計基準の草案を広く公表することによって、意見を表明する機会を与えること、改善された会計基準が法律やその他の規制

1) Leach [1981] p.4, Storrar and Peebles [1983] p.3. 詳細については、たとえば、Edwards [1989] ch. 19 参照。Sharp [1971] p.243 は、勧告書は純粹に助言的なものであり、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会の会員はそれを採用するように会社の取締役を説得するのに困難を覚えており、取締役がそれを採用することを拒めば、会員ができることはほとんどなかったと指摘している。さらに、各会計団体が公表する文書は、「アメリカの会計士協会が公表する同種の勧告書と違って、法的な重みが全くない」という指摘もあった (A True and Fair View, The Economist, 30 August 1969, p.43)。もっとも、勧告書に従って、計算書類が作成されていないことを理由に、監査報告において限定を付す例も見られたようである (Rees [1943] p.75)。また、Cohen 委員会報告書においては、会社の計算書類においてより多くの情報が提供される傾向は、会計士団体が公表する、計算書類の様式と計算書類に含まれるべき情報に関する、価値の高い勧告によって強化されてきたと指摘されていた (Board of Trade, Report of the Committee on Company Law Amendment, 1944-45, Cmd. 6659, para. 97 [p.54])。そして、1948年会社法の成立後、会計士が意見を形成するにあたってよりどころとしたのは第1に法令であるが、第2にイングランド・ウェールズ勅許会計士協会の会計原則勧告書であるという指摘もなされていた (Robson [1949] p.541)。

2) See Willmott [1985] p.49, Editorial [1976] p.1. See also Hopkins [1980] p.123 and 125 [statement made by John Grenside]. なお、Accounting Standards Committee [1981] においても、プライベート・セクターが設定した会計基準の遵守度があり高くなければ、国家が介入してくるに違いないと指摘されていた (para. 4.6)。

において奨励されるように、会計基準の設定改廃の計画を継続することなどが勧告された。

プライベート・セクターである会計士団体によって規範性が認められる会計基準を設定しようとする、このような計画は、政府の暗黙の了解と激励を受けたといわれており（Accounting Standards Committee [1981] para. 1.2）、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会は、1970年に会計基準起草委員会（Accounting Standards Steering Committee）を設けた。まもなく、アイルランド勅許会計士協会及びスコットランド勅許会計士協会が会計基準起草委員会の後援者となり、1971年には公認会計士協会（後の公認会計士勅許協会 [ACCA]）と原価・管理会計士協会（後の管理会計士勅許協会（CIMA））が、1976年には公共財政・会計勅許協会が協賛するに至ったため、会計基準起草委員会は、1976年2月に、会計団体諮問委員会（Consultative Committee of Accountancy Bodies, CCAB）³⁾の一委員会として、会計基準委員会（Accounting Standards Committee, ASC）へと名称を変更した。

会計基準委員会は、財務報告に関する会計基準を継続して検討し、会計団体諮問委員会を構成する会計団体の理事会に会計実務基準書（Statement of Standard Accounting Practices, SSAP）とその解説文書を提案することを主要な任務としていた。会計基準委員会の委員は会計団体諮問委員会を構成する会計士協会から選出され、その費用は、各会計団体が、会計基準委員会に送っている委員の数⁴⁾に比例して負担していた。会議は非公開とされており、3分の2以上の多数によって可決された基準案は各会計団体の理事会に送付され、各

3) 会計団体諮問委員会は、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）、アイルランド勅許会計士協会（ICAI）、スコットランド勅許会計士協会（ICAS）、公認会計士協会（ACA）、原価・管理会計士協会（ICMA）及び公共財政・会計勅許協会（CIPFA）という6つの団体が構成するものとして、1974年に創設された。詳細については、たとえば、Hopkins [1980] pp.15-30 参照。

4) 委員の数は23名以内とされ、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会は12名、スコットランド勅許会計士協会は3名、それ以外の会計団体はそれぞれ2名とされていた（会計基準委員会規約7条）。

会計団体の理事会がそれぞれ、承認し⁵⁾、会計実務基準書として公表するものとされていた。

会計実務基準書への『説明的序文』は、会計実務基準書は「厳格なルールの体系的な法典」であることを意図したものではないとしつつ (Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1971] para. 5)、会員に対して、財務諸表に関して、会計基準を遵守するか、重要な離脱を開示し、それが正当であることを示すことを確保する責任を引き受けることを期待するとし、それを明白に怠ったときは職業基準委員会による調査の対象となるとしていた (Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1971] para. 3. See also Sharp [1971] p.242)⁶⁾。1985年会社法の下では、原則として、すべての会社は監査人を選任しなければならない (384条1項)、監査人は、原則として、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会は、スコットランド勅許会計士協会、アイルランド勅許会計士協会または公認会計士勅許協会の会員でなければならないものとされていたから (389条1項3項)、会計実務基準書が会社にとって直接的な規範性を有しないとしても、監査人にとっての規範性を有することによって (ただし、離脱規定が存在するため、絶対的な強制力があつたわけではない。後述4参照)、会計実務基準書から離脱は監査報告書における限定につながり、反射的に、規範性を有していたという面は認められた⁷⁾。

5) 現実には、他の5つの会計団体が承認することを前提として、各会計団体の理事会は会計実務基準書の公表を承認していた。

6) もっとも、会長の当初の提案においては、会計実務基準書に従わないことが直ちに懲戒手続きの対象となることまでは提案されておらず (Tentative Proposals for Strengthening Accounting and Auditing Standards, 27 October 1969, para. 8)、評議会は「すべての会員が確立された会計基準に従って財務諸表が作成されること、そうでない場合には離脱を計算書類本体、そうでなければ監査報告書において開示することを確保するために最善の努力を払うことを勧告する」とされていた (id. para. 8)。

7) たとえば、*Bromwich* は、会計基準委員会にイギリス政府が与えている権威は黙示的なものであると指摘していた (*Bromwich* [1985] p.84)。他方、*Gower* は、会計団体諮問委員会及び会計基準委員会による会計基準の設定は、「通常、いかなる形式の法的承認もなしになされている」と指摘していた (*Gower* [1984] para. 6.39)。

しかし、会計基準委員会については、会計団体諮問委員会の委員の構成、会計実務基準書の公表の非適時性、計算書類の利用者のニーズが反映されていないこと、会計実務基準書の設定過程の不透明性、会計基準間の首尾一貫性の欠如 (Paterson and Smith [1979] p.54) といった問題が指摘され (Accounting Standards Committee [1978] para. 1.8)、また、会計実務基準書への準拠性を確保するための法的裏付けの必要性も主張されるようになった。そこで、会計基準委員会は、会計基準設定過程の改善案を検討するために、再検討グループを設置し、『会計基準の設定: 会計基準委員会の報告と勧告』(ワッツ報告書) ((Accounting Standards Committee [1981])) が作成・公表された。この報告書においては、利用者側の代表を会計基準委員会の委員に含めることによって、公共の利益や利用者のニーズを明確に認識するように努力すること (para. 3.6)、会計基準設定過程をガラス張りにすること (para. 3.12)、概念フレームワークについての研究を行うこと (para. 7.1)、上場会社が会計基準に準拠しない事案を検討するために会計基準不遵守合同審査会を設置すること (para. 4.8) などが勧告された。

これをうけて、1982年8月に改善策が実施に移され、たとえば、1982-1983年度には、20名の委員には、産業界から5名、利用者から5名、パブリック・セクターから2名、学界から1名の委員が含まれ、会計団体からの委員(各団体から1名以上という要件の下で)は7名と委員の構成が大幅に変更された。他方、会計基準不遵守合同審査会の設置は実現しなかった。これは、会計団体諮問委員会の構成団体の1つである公認会計士協会が、このような審査委員会が存在することは、監査人の専門家としての判断に疑いをさしはさむことになり、監査人の地位や監査報告書の地位が大きく後退することになりかねない、監査報告における限定が抑止力として働かなくなるなどとして反対したこと (See Editorial [1981] p.23)⁸⁾ などによる。

(2) 会計基準審議会

会計団体諮問委員会及び会計基準委員会による会計基準の設定・公表につい

ては、職業会計士団体の完全な支配下にあるプライベート・セクターによって設定された会計基準は会計専門家の外部の人々には十分に受け入れられない傾向がある、最終的に確定された基準が妥協の産物となることが多い、基準設定に時間がかかりすぎる、会計基準の遵守状況をモニタリングし、遵守を強制する有効な手段を欠いているなどという問題が指摘され (Editorial [1987b] p.5, Editorial [1989a] p.3)、会計団体諮問委員会は 1987 年 7 月に会計基準設定の体制を改革することを決議し (Editorial [1987a] p.1)、同年 11 月に、Dearing を委員長とする検討委員会を設置した。1988 年 9 月に会計団体諮問委員会に答申された報告書 (Review Committee [1988]) は、財務報告評議会 (Financial Reporting Council, FRC)、会計基準審議会 (Accounting Standards Board, ASB) 及び財務報告審査会 (Financial Reporting Review Panel, FRRP) という 3 つの機構を設置することを提案した。すなわち、財務報告評議会は、会計基準審議会の作業プログラムを監視し、また、健全な会計実務が育成されるように提言や助言を行い、会計基準審議会が会計基準の設定・公表を行うこととし、財務報告審査会は大規模会社の計算書類、とりわけ会計基準からの離脱がなされている計算書類について、審査を行うことを提案した。会計基準審議会は会長を含めて 9 名以内の委員から構成され、いずれも有給とするが、会長とテクニカル・ディレクターはフルタイムとすること、委員は指名委員会の決議に基づき、財務報告評議会が任命すること、会長とテクニカル・ディレクターは会計士の有資格者でなければならず、他の委員も会計に関する高度の見識・能力を備えたものでなければならぬとすること、会計基準審議会は財務報告評議会 (保

8) 他方、証券取引所または証券業評議会 (Council for the Securities Industry) もエンフォースメントに参加することを躊躇し、証券取引所は、いったんは、会計基準からの重大な離脱についての合同審査会を創設することに同意したが (See Hopkins [1980] pp.130-132, Accounting Standards Committee [1981] para. 4.8)、結局は設置されなかった。なお、上場会社が正当な理由がなく、会計基準から離脱した場合に、上場の停止や廃止というサンクションを加えるという発想に対しては、財務諸表の利用者も被害を受けるという批判が加えられていた (Paterson and Smith [1979] p.55)。

証有限会社)の子会社(保証有限会社)とすることなどに加え、委員の3分の2以上の賛成により、会計基準を確定・公表できることとすること及び緊急問題タスク・フォース(Urgent Issues Task Force)を設置することなどを提言した。

なお、財務報告審査会は、財務報告審査会が計算書類の訂正が必要であると認めたにもかかわらず、それに会社が応じない場合には、証券取引所及び会計団体諮問委員会構成団体に対して、制裁を発動することを求め、場合によっては、計算書類の訂正を求めて民事訴訟を提起すべきであるとされた。

この提案を踏まえて、1990年8月1日に会計基準審議会、財務報告審査会及び財務報告評議会という体制が整備された。他方、1989年改正後1985年会社法245A条は、国務大臣は、計算書類が会社法に準拠して作成されているかどうかについて疑義があるときは、これを会社に通告し、会社の説明または計算書類の訂正を求めることができ、同245B条および245C条は、国務大臣または国務大臣が適当と認める者は、瑕疵のある計算書類の訂正を求めて訴訟を提起できる旨を定めた。また、同256条3項は、国務大臣は、会計基準や会社法の会計規定からの離脱を調査し、これらを遵守させるために必要な措置をとる機関を認可することができることと定めていたが、1991年会社(瑕疵のある計算書類)(権限者)令(SI 1991/13)は、財務報告審査会をそのような機関として指定した⁹⁾。同様に、2006年会社法でも、455条が、国務大臣は、計算書類が会社法に準拠して作成されているかどうかについて疑義があるときは、これを会社に通告し、会社の説明または計算書類の訂正を求めることができる旨を、456条及び457条が、国務大臣または国務大臣が適当と認める者は、瑕疵のある計算書類の訂正を求めて訴訟を提起できる旨を、それぞれ定めている。そして、これをうけて、2008年会社(瑕疵のある計算書類及び取締役報告書)(権限者)ならびに計算書類及び報告書の監督(規定主体)令(The Companies

9) 後には、2005年会社(瑕疵のある計算書類)(権限者)令(SI 2005/699)が同様に定めていた。

(Defective Accounts and Directors' Reports) (Authorised Person) and Supervision of Accounts and Reports (Prescribed Body) Order (SI 2008/623) の第2項が、会社法456条との関係で、財務報告違反審査会を指定している。

4 真実かつ公正なる概観と会計基準

(1) 真実かつ公正なる概観

イギリス会社法中の会社の計算に関する規定の特徴の1つは「真実かつ公正なる概観 (true and fair view) と離脱規定である。

1) 会社法における規定

1844年登記法35条は、会社は「完全かつ公正な (full and fair)」貸借対照表を作成しなければならないとし、1845年会社統合法25条では、資産および負債の真実な (true) 描写 (statement) と損益についての明瞭な概観を示す正確な (exact) 貸借対照表の作成に言及し、取締役にそのような計算書類の作成を義務づけていた。さらに、1856年株式会社法¹⁰⁾を経て、1879年会社法7条は「完全かつ公正な」貸借対照表という概念を再導入し、監査人は貸借対照表が財政状態について「真実かつ正確な (true and correct) 概観」を示しているか否かについて意見を述べるべきであるとした。その後、貸借対照表の公開と監査を義務づけることを提言したDavey委員会報告書 (1895年) をふまえて (paras. 51 and 52) 制定された1900年会社法23条では、貸借対照表の公開を義務づけず、「完全かつ公正な」貸借対照表の要求はなくなったが、監査人は貸借対照表が財政状態について「真実かつ正確な (true and correct) 概観」を示しているか否かについて意見を述べるべきであるとされていた¹¹⁾。

「真実かつ公正なる概観」の要求は、1945年会社法改正委員会報告書

10) 任意規定であるTable Bの84条は、監査人は貸借対照表が「完全かつ公正な」ものであり、会社の営業状態の真実かつ正確な概観を示すよう作成されているかについての意見を表明すべきであるとする規定であった。1862年会社 (統合) 法Table Aの94条 [任意規定] も同様であった。

(Cohen 委員会報告書)¹²⁾における勧告に基づいて、1947年会社法13条1項で初めて導入され、会社法規定の統合によって、1948年会社法149条1項は「会社のすべての貸借対照表は当該会計年度末の会社の財政状態の真実かつ公正なる概観を与えなければならない、会社のすべての損益計算書は当該会計年度の会社の利益または損失に関する真実かつ公正なる概観を与えなければならない」と規定していた。ここで、従来の「真実かつ正確」という表現の代わりに「真実かつ公正」という表現が採用された理由はCohen 委員会報告書には示されていないが、Cohen 委員会報告書ではこれまで与えられていた情報よりはるかに多い情報を株主に提供すべきであるという考えがとられていたから (para. 5)、表現を変更して、従来との相違を示したものとみることもできる。また、Cohen 委員会における審議の過程において、「正確」という語はあまりにも厳格で強い印象を与える表現であり、絶対的に正しい会計処理方法が存在することを暗示するため適当ではないという見方もイングランド・ウェールズ勅許会計士協会から提示されていたところである (cf. Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1944] p.2)。他方、同条4項が「商務省は、会社の取締役の申し立てによりまたはその同意の下に、その会社について会社の貸借対照表または損益計算書に記載すべき事項に関するこの法律の要求のいずれかを(本条1項の要求を除く)会社の事情に適用させるために修正することができる」と定めていたことから、この段階においても、真実かつ公正なる概観を確保するために会社法の明文の規定から離脱することが予定されていたことが判明するが、商務省が関与することになっていた点が現行法と異なっている。

1981年会社法149条2項は、貸借対照表および損益計算書は真実かつ公正なる概観を与えなければならないとし、同条3項では「真実かつ公正なる概観」

11) これは、1907年会社法19条2項b号、1908年会社法113条2項b号、及び1929年会社法134条1項b号に受け継がれた。

12) Board of Trade, *Report of the Committee on Company Law Amendment*, 1944-45, Cmd. 6659.

の要求は付則および会社法の他のすべての規定に優先するとされ、同項b号では特別な事情から、法律の規定を適用することが第2項の真実かつ公正なる外観を示す妨げとなる場合には、当該規定から離脱しなければならない旨が定められた。

1989年改正前1985年会社法228条2項は、「貸借対照表は当該会計年度末における会社の財政状態の真実かつ公正なる概観を与えなければならない、損益計算書は当該会計年度の会社の利益または損失の真実かつ公正なる概観を与えなければならない」と規定していた。そして同条第3項は第2項が1985年会社法第4付則の要求及び会社の計算書類または計算書類の附属明細書の記載されるべき事項に関する1985年会社法のすべての規定に優先すると¹³⁾、同条第5項は、貸借対照表または損益計算書に関連する要求に従うことが、特別な事情のために、第2項を遵守する妨げとなる場合には、取締役は貸借対照表または損益計算書の作成にあたって（第2項を遵守するために必要な限りにおいて）それらの要求から離脱しなければならないと、それぞれ定めていた。

そして、（1989年改正後）1985年会社法226条2項は「貸借対照表は当該会計年度末における会社の財政状態（state of affairs）の真実かつ公正なる概観を与えなければならない、損益計算書は当該会計年度の会社の利益または損失の真実かつ公正なる概観を与えなければならない」と、同条5項は「特別な状況下において、上記の諸規定を遵守すれば、真実かつ公正なる概観を示さなければならないという要求と対立することになる場合には、会社の取締役は真実かつ公正なる概観を示すために必要な範囲で、当該規定から離脱しなければならない。……」と、それぞれ定めていた。

2006年会社法396条も、この発想を踏襲し、同条2項は、「年度計算書類は、(a)貸借対照表の場合には、当該会計年度末における会社の財政状態の真実かつ公正なる概観を与えなければならない、(b)損益計算書の場合には、当該会計年度の会社の利益または損失の真実かつ公正なる概観を与えなければならない」と、

13) 1989年会社法による改正により第3項のような規定は削除された。

同条5項は、「特別な状況下において、上記の諸規定を遵守すれば、真実かつ公正なる概観を示さなければならないという要求と対立することになる場合には、会社の取締役は真実かつ公正なる概観を示すために必要な範囲で、当該規定から離脱しなければならない。……」と、それぞれ定めている。

2) 裁判例における「真実かつ公正なる概観」

1947年会社法で「真実かつ公正なる概観」の要求が導入される前の「真実かつ正確な概観」の解釈をめぐっては、通常定款において信託された権限に基づいて秘密積立金を取締役が設定していることを知りつつ、監査人は「会社の貸借対照表が会社の業務の真実かつ正確な概観を示すように作成されている」との意見を表明できるかが問題となっていた。たとえば、*Newton v. Birmingham Small Arms Co. Ltd.* [1906] 2 Ch. 378においては、傍論であるが、「貸借対照表は、会社の財政状態が悪くとも記載されているとおりである (at least as good as there stated) ことを示すのが第一の目的である」としており、「真実かつ正確」とは貸借対照表が全体としてミスリーディングではないことを意味すると同時に、資産の価値は悪くとも記載されているとおりであることを意味するという理解が一般的であった¹⁴⁾。

また、*Re Press Caps Ltd.* [1949] Ch. 434, 1 All ER 1013において、所有不動産 (freehold property) が取得原価から減償却累計額を控除した金額で貸借対照表に計上されていたところ、その金額は、当該不動産の売却可能価額とは大幅に異なり、真実な概観を示していないと主張されたのに対して、*Somervell* 判事は、取得原価から減償却累計額を控除した金額で貸借対照表に計上することは一般的な実務であることを理由として、そのような主張を退けた¹⁵⁾。

14) 判例の網羅的な検討を行ったものとしては、たとえば、Chastney [1975] 参照。また、1929年法134条1項に関する監査人や取締役の一般的解釈がそのようなものであったことについて、de Paula [1948] pp.1-2参照。さらに、Benson 卿は、1948年会社法前においては、計算書類が株主及び大衆に事実より悪い状況を示すものであれば、その計算書類は受け入れられるものであったと指摘している (Benson [1989] p.45)。

もっとも、「真実かつ公正なる概観」の定義を示した裁判例はみあたらないし、明文化された会計基準から離脱すべきであるとした裁判例も存在しないようである (cf. Radcliffe [1990] p.329)¹⁶⁾。

3) 会計実務基準書と監査基準

会計基準委員会が公表した会計実務基準書19号『投資不動産の会計』は会社法が要求する減価償却をせずに公開市場価値で投資不動産を評価することを要求し、これは真実かつ公正なる概観を確保するという目的による会社法の要求からの離脱であると説明していた (para. 17)¹⁷⁾。また、会計基準審議会『会計基準の序文』のパラグラフ18においては¹⁸⁾、真実かつ公正なる概観を与えるために会計基準の要求から離脱する必要がある状況があることを認めている¹⁹⁾。

他方、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会の監査基準書では、「真実

-
- 15) 真実かつ公正な概観が示されているかどうかの判断にあたって、裁判所は、実務を尊重する傾向があった。*Re Grierson Oldham and Adams Ltd.* [1967] 1 All ER 192も参照。
- 16) しかも、真実かつ公正な概観の実現のために、会計実務基準書及び会社法の規定から離脱したと被告人が主張した事案において、裁判所がその主張を認めなかったものとして、*Argyll Foods* 事件判決 (未公開。Ashton [1986] pp.3-12参照) がある。
- 17) 会計実務基準書19号が公表されるはるか前の事件であるが、*Re Press Caps Ltd.* [1949] Ch. 434は、不動産を現在市場価格ではなく償却原価法 (取得原価マイナス減価償却累計額) で計上していたことはミスリーディングであるとの主張を、通常の会計実務に従っていたことを根拠として、退けた。
- 18) 会計基準審議会の前身であるイングランド・ウェールズ勅許会計士協会『説明的序文 (Explanatory foreword)』 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1971]) のパラグラフ3及び会計基準委員会の1986年改訂後『会計実務基準書への説明的序文』 (reproduced in: *Accountancy*, vol.98, No. 1117, 1986, pp.145-146) のパラグラフ5も同様に述べていた。
- 19) Moore [2008] は、会計基準を真実かつ公正な概観を実現するための最も確実なガイドとみる裁判所のアプローチから、財務諸表が真実かつ公正な概観を示すことを確保するために適用されるべき専門的判断を適用することなく、関連する基準に従うという過程に還元されるということが直ちに導かれるものではないと指摘している (para. 45)。

かつ公正な概観を示すために、やむをえず会計基準から離脱するというこゝもあろう」し、まれに、取締役が会計基準に準拠して財務諸表を作成しても、監査人としては、「当該基準に従うことは真実かつ公正な概観を示す妨げになると判断することもある」とされてきた²⁰⁾。現在は、イギリスでは、基本的には、脚注を付加するなどしつつも、国際監査基準を国内の監査基準として用いているが、『国際監査基準（連合王国及びアイルランド）700（改訂後） 財務諸表に関する監査人の報告書』（2009年3月）のパラグラフ18は、「財務諸表が会計基準その他の適用されるべき法的要求事項に従って作成されたことのみに基づいて、その財務諸表が真実かつ公正な概観を示していると結論付けることは監査人にとって不十分である」と定めている。もっとも、同パラグラフ59では、会計基準からの離脱は、ほとんどすべての事案において、限定付意見または不適正意見の表明につながると指摘している。

(2) 会計基準の認知

Cohen 委員会報告書において、損益計算書は、受け入れられた会計原則 (accepted accountancy principles) に従って作成されなければならないと、すでに、指摘され²¹⁾、*Jenkins* 委員会報告書においても、計算書類を歴史的原価基準で作成する場合に真実かつ公正な概観を示すためには補足的情報が必要でありうるが、どのような情報が必要とされるか、計算書類が真実かつ公正な概観を示しているかを判断する目安と実務的処理の基準は、主として、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会の会計原則勧告書などの専門家団体のイニシ

20) Statement on Auditing, U.17, *The Effect of Statements of Standard Accounting Practice on Auditors' Report*, 1971 (reproduced in: *Accountancy*, vol. 82, No. 931: 154).

21) Board of Trade, *Report of the Committee on Company Law Amendment*, 1944-45, Cmd. 6659, para. 103 [p.57]. なお、1948年会社法については、1948年会社法で新設された規定の多くは、会計士の現に行っている実務を反映したものであり、よい実務を拘束力を有する義務としたとか (Finer and Sturgess [1948] p.9)、勅許会計士協会の勧告書が示した会計原則は1948年会社法に組み入れられたと指摘されている (Murphy [1956] p.23)。

アタイプによって確定することが望ましいとされていた²²⁾。

また、1970年代後半から会計基準に対して法的な裏付け (legal backing) を与えるべきであるという議論がなされた。すなわち、カナダのように、計算書類は、企業会計委員会が設定し、会計団体諮問委員会が承認する会計基準に準拠して作成しなければならないというような包括規定を設けるという提案 (たとえば、Stamp and Marley [1970] p.150, Stamp [1981] p.177, Perks [1983] p.430, Bromwich [1985] pp.93-94 and 117-118, Taylor and Turley [1986] p.184) や、行政委任立法 (statutory instrument) によって、個々の会計基準を法的に認知するというアプローチの余地も提案されてきた (Taylor and Turley [1986] p.184)²³⁾。しかし、会計基準委員会『会計基準の設定:意見照会文書』(Accounting Standards Committee [1978]) では、会計実務基準書に法的裏付けを与えるならば、会計実務基準書に準拠していない計算書類の届け出を会社登記官が受理しないということも起こりうるが、会計実務基準書がイギリス議会のコントロールの及ばない私的機関によって設定されている現在では、会計実務基準書に法的強制力を持たせるという案には強い反対が起きるのであろうと指摘され (See Jack [1977] p.102)、また、会計実務基準書を法令に取り込むという案には、起草上の困難と公布の遅延が生じ、また、会社登記官が違反した計算書類の受理を拒絶するというやり方には多額の費用と実務上の困難が予想されると論じられ、会計基準委員会は、法によるエンフォースメントは実行可能でもないし、望ましいことでもないと考えとしていた (para. 3.7)。そして、会計基準委員会『会計基準の設定』(Accounting Standards Committee

22) Board of Trade, *Report of the Company Law Committee*, 1962, Cmnd. 1749, para. 334 [pp.131-132].

23) たとえば、Carty [1987] p.20 は、会計基準の実質的内容を会社法に導入することを要請すべきであると提言していた。また、会計基準委員会は、計算書類に物価変動の影響を反映させるべきであるという一般的要求事項を法律に導入するよう政府に要請することを、会計団体諮問委員会の構成団体に対して提言したが (Accounting Standards Committee [1985])、各会計団体はこの要請を行わなかった。

[1981])においても、連合王国及びアイルランド共和国の立法府は、カナダのような形で、法の制定権を移譲する状況にないし (would not be prepared to delegate)、そのようなことは期待できないという見方を示していた (para. 4.2. See also para. 8.3)。Gowerも会計基準を法的に承認することはおそらく時期尚早 (premature) であると指摘しつつ (したがって、会計基準の法的承認については勧告事項に含めていない)、すべての会計基準を法的ルールとすることは、過度の厳格性をもたらし、変動する環境に迅速に適應することをさらに困難にするが、省 (または委員会) に、財務報告との関連で、規則によって、指定された公認自主規制団体によって定められた基準に従うことを要求する権限を与えることが望ましいのではないかとしていた (Gower [1984] para. 6.40)²⁴⁾。

Dearing 委員会報告書は、大規模会社は、その計算書類の注記において、その計算書類が適用されるべき会計基準 (applicable accounting standards) に準拠して作成されているか否か、重要な離脱を行っている場合にはその旨と理由を開示すべきこと、計算書類が真実かつ公正な概観を示していない場合には、裁判所に対して、その訂正を求める民事訴訟を提起する権限を国務大臣または特定の機関に与えるべきこと、あらゆる訴訟において、会計基準は裁判所の支持を得ているとする一般的前提を置くべきであること、重大な離脱が行われている場合には計算書類作成者が真実かつ公正なる概観を示していることの立証責任を負うとすべきであることなどを提言した (Review Committee [1988])。この背景には、*Dearing* が、会計基準の規範性を法律によって確保することには、会計基準が硬直的になり、現実の経済社会の変化に迅速に対応できない、法律の力によって会計基準の規範性を確保しようとすると、会計基準の設定にあたって政治的な介入が避けられなくなる、会計基準の設定が遅延化する、財務諸表の作成者及び利用者の手から会計基準を取り上げてしまう結果となると

24) このような定めをすれば、被監査会社にとっては会計基準は強制的ではないから、会計士としては何もできないという主張の余地はなくなり、自主規制団体として公認された会計団体が会計基準委員会の会計基準の遵守を実効的にエンフォースすることが可能になると述べていた。

というような問題点があるという考え方をとっていたことがあった²⁵⁾。

これらの議論を背景として、1989年改正後1985年会社法256条1項は、会社法にいう「会計基準」とは、規則で定める機関が発行する標準的な会計実務書 (statements of standard accounting practice) をいうと定め、会計基準 (指定機関) 規則 (SI 1990/1667) が、後には、2005年会計基準 (指定機関) 規則 (SI 2005/697) が、その機関として会計基準審議会 (Accounting Standards Board) を定めていた。

同様に、2006年会社法464条1項は、Part 15における「会計基準」とは、規則で定める機関が発行する標準的な会計実務書をいうと定め、2008年会計基準 (指定機関) 規則 (SI 2008/651) の Regulation 3によって会計基準審議会がその機関として定められている。

このように、会計基準審議会の発行する財務報告基準書は会社法上の会計基準として認知されている。そこで、「真実かつ公正なる概観」の要求と会計基準との関係が問題となる。

(3) 「真実かつ公正なる概観」の要求と会計基準との関係

まず、会社法あるいは会計基準に定められた具体的な計算規定の遵守は「真実かつ公正なる概観」を保証しないというのがイギリスにおける広く受け入れられた理解である²⁶⁾。すなわち、いかなる会計処理が「真実かつ公正なる概観」の要求に応えたものといえるかは、個々の会社の事情、おかれている状況によって決定されるのであり、そのように考えるからこそ、離脱が要求される場合があるのである。そして、会計基準委員会が公表した会計実務基準書に従

25) *Dearing* は、会計基準の規範性を直接、法律によって確保するという考え方に対しては、反対の立場をとっていた (Editorial [1989b] p.6, Sugden [1989] p.78)。

26) *Jenkins* 委員会報告書パラグラフ 332 から 334 及び『会計基準の設定』(Accounting Standards Committee [1981]) パラグラフ 2.18 以下参照。See also McGee [1992] p.110 (この文献の内容を紹介したものとして、たとえば、岸田 [1992] pp.279ff.及び片木 [1994] pp.21ff.)。

うことが真実かつ公正なる概観を与えると、法律の明文によって推定することは回避されていると指摘されていた (Hoffman and Arden [1983] p.154)。

しかし、*Lloyd Cheyham & Co. v. Littlejohn & Co.* [1986] PPC 389 は、承認された実務慣行に従っていない旨の記載がないかぎり、計算書類の利用者は計算書類が承認された実務慣行にしたがって作成されていると想定する権利を有するから、「会計実務基準書は反証を許さない決定的な (conclusive) ものではないが、……採用されるべき正しい基準が何であるかについての非常に強い証拠であり、正当化事由がない限り、これからの離脱は義務違反とみなされるであろう。」としていた。また、真実かつ公正なる概観は会計報告の受領者となる者の合理的な期待を満足させるに十分であることを要求し、受領者は通常受け取るべきものを受け取ることを期待するが、通常受け取るべきものは会計士の一般慣行によるとする意見が評議会によって表明されている。その上で、裁判所は認められた会計原則を遵守することは計算書類が真実かつ公正なる概観を提供していることの一応の証拠 (*prima facie* evidence) とするであろうと指摘されていた。また、*Prudential Assurance v. Newman Industries plc* [1980] 2 All ER 841, [1981] Ch.257 において、*Vinelott* 判事は、会計基準は柔軟性を欠く包括的な法典ではないが、実務の単なるガイドや実務を示すものを超えるものであるとした²⁷⁾。

そして、*Hoffman/Arden* 意見書 (1983年9月13日) (Hoffman and Arden [1983])²⁸⁾ は、*Odeon Associated Theatres Ltd v. Jones* (Inspector of Taxes) [1971] 1 WLR 442²⁹⁾ をふまえて、「裁判所は受け入れられた会計原則の遵守を

27) もっとも、*Re Thorn EMI plc* [1989] BCLC 612, [1988] BCC 698 において、*Harman* 判事は、会計実務基準書第22号が定める会計処理は重大な誤解を、通常、生じさせようと指摘した。同様に、*Balloon Promotions Ltd. v. Wilson* (Inspector of Taxes) [2006] STC 167 においては、会計実務基準書第22号に示された定義にかかわらず、のれんは「会計原則ではなく、法的原則に従って理解されるべきである」と判示されている。

28) なお、*Hoffman* と *Arden* は、1984年3月20日付補充意見書 (Hoffman and Arden [1984]) を執筆している。

その計算書類が真実かつ公正なるものであることを推定させる証拠 (*prima facie* evidence) として取り扱う。同様に、受け入れられた原則からの離脱はその計算書類が真実かつ公正なるものでないことを推定させる証拠である。……会計基準委員会の役割は一般に受け入れられた会計原則であるべきと考えるものを定式化することである。したがって、決算書が真実かつ公正であるかを判断すべき裁判所にとっての会計実務基準書の価値は二重である。第1に、それは読者が真実かつ公正に作成されることが意図された決算書に合理的に期待できる標準についての専門家の重要な意見書である。第2に、会計士は専門家として会計実務基準書に従わなければならないので、読者は、計算書類は定められた基準にしたがって作成されると期待する。」としていた (paras. 9 and 10)³⁰⁾。これは、その当時においては、会計団体諮問委員会の構成団体の会員である会計士は会計基準委員会『会計実務基準書の説明的序文 (Explanatory forward to the Statements of Standard Accounting Practice)』のパラグラフ9から12に基づいて、会計実務基準書を遵守する義務を負っていたことを背景とする³¹⁾。

29) この判決における *Pennycuik* 判事のアプローチは、たとえば、*Gallagher v. Jones (Inspector of Taxes)* [1994] Ch. 107において、*Bingham* 卿によって支持されている。すなわち、*Bingham* 卿は、事業による利益または損失を確定する通常の方法は、商業上の会計の受け入れられた原則を適用することであるとし、判例法が、当該の状況に適用され、当該の状況に適用されるべき2つ以上のルールの1つではなく、真の事実と整合せず、またはそのほか事業による真の利益または損失を決定するにふさわしくないことが示されていない、商業上の会計の一般に受け入れられたルールの適用をどのように覆することができるのかを理解することは困難であると判示した (at 134)。また、貴族院も、たとえば、*HMRC v. Willam Grant & Sons Distillers Limited* [2007] UKHL 15において、このアプローチを採用している。

30) スコットランドについては、*Hope* [1984] p.65参照。なお、*Bairstow v. Queen's Moat House plc* (19 July 1999)において、*Nelson* 判事は、*Hoffman/Arden* 意見書に言及し、裁判所が、受け入れられた会計原則を遵守することを計算書類が真実かつ公正であることの一応の証拠 (*prima facie* evidence) として扱い、受け入れられた原則からの離脱は計算書類が真実かつ公正でないことの一応の証拠として扱うことを、*Hoffman* と *Arden* は、的確に予見したと評価している。そして、このような見解は、1989年会社法によって強化され、その後の規則によってより妥当するようになったと判示した。

また、1981年会社法の第1附則の90条は、実現利益との関係で、本附則にいう実現利益とは、計算書類が作成された時点において会計目的のための実現利益の決定との関連で一般に受け入れられた原則（principles generally accepted）に従って実現利益として取り扱われるものをいうと定めていた。「一般に受け入れられた（generally accepted）」会計原則を1981年会社法は定義していなかったが³²⁾、*Associated Portland Cement Manufacturers Ltd. v. Price Commission* [1975] ICR 27において、1973年反インフレーション法（Counter-Inflation Act 1973 (c.9)）に基づく価格委員会の命令中の「継続的に適用されている一般に受け入れられた会計原則に従って算定された減価償却」という文言の解釈をめぐって、高等法院の*Donaldson*判事は、その会計方法がどの程度広く用いられているかは重要ではなく、「一般に（generally）」という修飾語は、一般的な利用者と結び付けられるものではなく、専門家（profession）によって、その方法が許容される（permissible）方法と認められているかが問題であるとした。*Denning*卿も、控訴裁判所において、「一般に受け入れられた会計原則」とは「一般に承認された（approved）会計原則」を意味すると考えられるとし、それは、許容されるまたは正当である（legitimate）であると、一般に、会計専門家によってみなされている原則を意味し、実際に適用している会社が1社しか存在しなくとも十分であるとした。控訴裁判所の他の2名の判事も*Denning*卿の意見に同調し、*Pennycuick*判事も一般に受け入れられた会計原則に従うとは会計士である専門家によって一般に受け入れられた会計原則に従うことであり³³⁾、「受け入れられた」という語は「承認された」

31) ただし、Gower [1984] para. 6.39及びPerks [1983] p.428参照。

32) 政府は、1981年会社法案を公表した時に、会計問題に関する細則を定めるのは会計専門家の責務であることを示唆していた（cf. Woolf, Tanna and Singh [1985] p.29）。また、たとえば、Chasney [1982] p.64は、会計基準は、法が限界を定めた枠内で適用されるべき、最も信頼をおける指針となると主張していた。さらに、Wyld [1983] p.94は、*Associated Portland Cement Manufacturers Ltd. v. Price Commission*判決の考え方に照らし、会計実務基準書は「一般に受け入れられた会計原則」を構成することは明らかであるとしている。

と同義であり、「一般に」という語は、そのような専門家の大多数によって受け入れられていることを意味するとし、また、*John* 判事も、現実採用している会計士とその顧客の割合が少ないことは関係ない (irrelevant) であると指摘した。

同様に、1985年会社法では、一般に受け入れられた会計原則・実務 (generally accepted accounting principles or practice) という語が、企業結合が合併 (merger) と認められる要件の中で用いられていたほか、実現利益・損失の定義において用いられていた。すなわち、企業結合が合併と認められる要件の一つとして「方法が一般に受け入れられた会計原則または実務に従っていること」が挙げられ (第5附則パラグラフ10(1)(d))、実現利益及び損失とは「一般に受け入れられた原則にしたがって実現したものとして取り扱われる会社の利益または損失」であると定義されていた (262条3項)³⁴⁾。後者との関連では、会計団体諮問委員会のテクニカル・リリース481号 (1982年9月) が、実現利益の決定のための「一般に受け入れられた原則」は、「新たな第8附則……に示された法的原則、会計実務基準書 (SSAP)、そして特に SSAP 第2号で言及されている基本的会計概念との関連で考察されるべきである」と指摘した³⁵⁾。

さらに、1989年改正後1985年会社法256条1項および2006年会社法464条1項ならびにこれらの規定を前提とした会計基準 (指定機関) 規則によって会計基準審議会がその機関として定められているため、会計基準審議会の発行する財務報告基準書は会社法上の会計基準として認知されている。そして、会社法

33) 『インフレーション会計』(サンディランズ報告書) (*Inflation accounting. Report of the Inflation Accounting Committee, 1974-75, Cmnd. 6225*) のパラグラフ548も、実務上は、会計専門家によって健全な (sound) 会計原則として受け入れられていることを意味するとしている。

34) 2006年会社法853条4項も同じ定義を与えている。

35) イングランド・ウェールズ勅許会計士協会及びスコットランド勅許会計士協会は、2009年8月に、*Guidance on the determination of realised profits and losses in the context of distributions under the Companies Act 2006* という詳細なテクニカル・リリースを公表した。

の研究者である *Mayson* らは、裁判所がある計算書類が真実かつ公正な概観を示しているか否かを判断しなければならないとしたら、その計算書類が会計士一般の実務と考えられるものに従って作成されたかどうか以外のどのような規準を適用できるかを見出すことは困難である」と指摘していた (*Mayson, French and Ryan* [1989] p.218)。また、会計学の研究者である *Rutherford* は、一般に受け入れられた会計原則を遵守することが唯一の真実かつ公正なる概観の信頼性を有する解釈であるという立場をとっていたし (*Rutherford* [1985] pp.492-493)、*Lee* も『『真実かつ公正な概観』は……可能な限り正確な数値、さもなければ合理的な見積値を用い、それらを、現在の会計実務の限度内で、できる限り客観的な写像を示すようにアレンジし、意図的な (willful) バイアス、歪曲、ごまかしまたは重要な事項の隠ぺいなく、受け入れられた会計原則に従って作成された計算書類の表示を意味するものと一般に理解されている』(圏点一筆者)と指摘していた (*Lee* [1981] p.280)。さらに、*Higson* も法的な解釈は財務報告基準書及び会計実務基準書を会計専門家の最善の実務上の判断の表現と見ることに基づいていることに留意しなければならないとしている (*Higson* [2003] p.150)。

以上に加えて、*Moore* は、実際問題として、会計基準がより詳細になり、それらからの離脱を正当化することが難しくなっているため、関連する会計基準に従っていない財務諸表が真実かつ公正な概観を示すあるいは適正な表示を実現することを裁判所に納得させる余地は非常に限られており、関連する会計基準を遵守することは真実かつ公正な概観を示すあるいは適正な表示を実現すると主張する余地はそれに応じて増していると述べ、裁判所は、会計基準を真実かつ公正な概観を実現するための最も確実なガイドとみるアプローチをとるようになってきているとしている (*Moore* [2008] paras. 44 and 45)³⁶⁾。

しかし、法律の明文によって、財務会計基準書に従うことによって真実かつ公正なる概観を与えることを推定することは回避されていると指摘されてきた (*McGee* [1992] pp.115-117)。すなわち、会社は会計基準審議会の会計基準に従うことを強制されるのではなく、財務諸表に会計基準審議会の会計基準に

準拠して作成したか否か、重要な離脱がある場合にはその詳細と理由を開示することが求められているにすぎない（2006年会社法396条5項、2008年大規模及び中規模会社及び連結（計算書類及び報告書）規則（SI 2008/410）第1附則45条³⁷⁾。しかも、中小会社はこのような開示すら要求されていない（2008年大規模及び中規模会社及び連結（計算書類及び報告書）規則4条2項a号³⁸⁾。このような規定ぶりとなったことについては、政府は会計基準に法的裏づけを与えることを避けたと評価されている（Ernst & Young and the Institute of Chartered Accountants of Scotland [1989] pp.35-36）。また、前述したように、*Dearing* 委員会報告書（Review Committee [1988]）は、あらゆる訴訟において会計基準は裁判所の支持を得ているとする一般的前提を置くべきであるとし、重大な離脱が行われている場合には計算書類作成者が真実かつ公正なる概観を示していることの立証責任を負うとすべきであるとしたが³⁹⁾、この提案は1989年会社法では受け入れられなかったという経緯がこのことを裏付けている。さらに、会計基準からの離脱の財務的影響の開示を要求していないのも会計基準に法的な効力を与えないという趣旨であると指摘されている（Ernst & Young and the Institute of Chartered Accountants of Scotland [1989] p.35）。結局、会計基準審議会の公表する会計基準には、直接的な法律上の効力や効果が認められていないという点では争いはないようである（*See Gower* [1984]

36) なお、*Arden* は、裁判所は「真実かつ公正」に同時代的（contemporaneous）解釈を与えるであろうとし、「裁判所はそれがイギリス法に初めて導入された時または第4号指令が採択された時にそれが有していたまたは有していた可能性のある意味づけをしないであろう。裁判所は問題となっているその会計上の表示がなされた時の意味を与えるであろう。このように、真実かつ公正なる外観は継続的な転生の対象となっている」と指摘している（*Arden* [1997] p.676）。

37) 2006年会社法施行前においては、1989年会社法第1附則7条（1985年会社法第4附則36A条）。

38) 2006年会社法施行前においては、1989年改正後1985年会社法246条1項a号。

39) もっとも、*Dearing* 委員会報告書は会計基準に法的な裏づけを与えることは必要以上の法至上主義を招き、基準の迅速な改正を妨げるとしていた（para. 10.2）。

para. 6.39)⁴⁰⁾。

ただし、会計基準審議会『会計基準への序文 (Forward to Accounting Standards, 1993)』は、「会計基準は財務諸表に特定のタイプの取引その他の事象が反映されるべきかについての権威ある記述であり、したがって、財務諸表が真実かつ公正なる概観を示すためには、会計基準の遵守が通常 (normally) 必要である」とする (パラグラフ 16)。そして、『会計基準への序文』に添付されている *Arden* 意見書 (*Arden* [1993]) も、1983年の *Hoffman/Arden* 意見書と同趣旨であり、「会計基準の発行の直接的な効果は、裁判所がその基準の遵守が真実かつ公正の要求をみたすために必要であると判断する可能性 (likelihood) を生じさせることである」とする (パラグラフ 10)。そして、その可能性はその基準が実務で受け入れられる度合いによって高まるとされるが、基準が会計基準審議会によって発行された場合には、かりにそれに対する支持が十分でなくとも、会計基準審議会の基準設定主体としての地位、基準の採択までになされた調査・討議・意見照会のプロセス、会計基準の変化しやすい性質に照らして、裁判所は会計基準審議会の意見に特別な重きを置かなければなら

40) 1972年6月に公表された『上場認可規程 (Admission of Securities to Listing)』において、証券取引所は、「計算書類が会計士団体によって承認された会計実務基準書に従って作成されていないという意見を監査人が表明した場合には、他の会計処理方法を採用した理由についての取締役の陳述書」を要求するにいたった (*The Stock Exchange* [1972] para. 9)。すなわち、証券取引所は上場会社に対して、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会その他の会計士団体が承認した基準に従って計算書類を作成することを求め、会計実務基準書からの重要な離脱がある場合または会計実務基準書に従わない場合には、その旨及びその理由を開示することを求めていた (*The Stock Exchange* [1972] note 28)。その結果、Accounting Standards Committee [1978] は、上場会社はほぼ会計実務基準書に準拠してきたと指摘していた (para. 1.6)。そして、会計基準委員会の創設後も、『上場認可規程』は、上場の要件としての目録見書に含まれる報告書は、「連合王国及びアイルランドにおける主要な会計専門家団体によって承認された会計基準に従わなければならない」と定め (chap. 3, para. 4)、計算書類が内国会社が適用すべき標準的な会計実務から大きく離脱した場合には、その取締役はその理由を述べなければならないものとし、適用すべき標準的な会計実務のよりどころとしては、会計実務基準書 (SSAP)、財務報告基準書 (FRS) 及び国際会計基準が挙げられていた (paras. 21(a) and 21.1)。

ないとする。*Dearing* 委員会報告書では、「一般に受け入れられた会計実務に対して、したがって、また、十分に確立された会計基準を裁判所は支持すると予想されるが、設定されたばかりの会計基準については不確実な点がある」とされていたのに対し、この意見書では、かりに会計基準審議会の発行した会計基準に対する支持が十分でなくとも、会計基準審議会の基準設定主体としての地位に言及がなされ、裁判所がその意見に重きを置くことが適切であるとされた背景には会社法において会計基準審議会が認知されたことがあるのではないかと推測される。

なお、財務報告評議会は、緊急問題タスク・フォースの決定は、真実かつ公正なる概観を形成する実務体系の一部とみなされると指摘している (Financial Reporting Council [1991] pp.5-6)。

Bibliography

- Accounting Standards Committee [1978] *Setting Accounting Standards: A Consultative Document*, Accounting Standards Committee
- Accounting Standards Committee [1981] *Setting Accounting Standards*, Accounting Standards Committee
- Accounting Standards Committee [1985] *Policy Statement by the Accounting Standards Committee on Accounting for the Effects of Changing Prices*, Technical Release 604, Institute of Chartered Accountants in England and Wales (reproduced in: *Accountancy*, vol. 97, No. 1110: 18-19)
- Arden, M.H.[1993] *The true and fair requirement, Opinion*, 21 April 1993
- Arden, M.H.[1997] True and fair view: a European perspective, *European Accounting Review*, vol.6, No.4: 645-649
- Ashton, R.K.[1986] The Argyll Food Case. A Legal Analysis, *Accounting and Business Research*, vol.17, No.65: 3-12
- Baxter, W.T.[1981] Accounting Standards - Boon or Curse ?, *Accounting and Business Research*, vol.12, No.45: 3-10
- Benson, H.[1989] *Accounting for Life*, Kogan Page
- Bird, P.[1974] Standard accounting practice, in: Edey, H.C. and B.S. Yamey (eds.), *Debits, Credits, Finance and Profits*, Sweet & Maxwell:1-14
- Bromwich, M.[1985] *The Economics of Accounting Standards Setting*, Prentice - Hall

- Carty, J.[1987] A memorandum to Sir Donald Dearing, *Accountancy*, vol.100, No.1131: 19-20
- Chasney, P.[1982] Statute and standards in conflict on accounting for stock, *Accountancy*, vol.63, No.1067: 62 - 64
- Chastney, J.G.[1975] *True and Fair View: a study of the history and meaning of true and fair and a consideration of the impact of the fourth directive* (Occasional paper, No.6), Institute of Chartered Accountants in England and Wales
- Cooper, D., T.Puxty, T.Lowe and H.Willmott [1989] The accounting profession, corporatism and the state, in: Chua, W.F., T.Lowe and T.Puxty (eds.), *Critical Perspectives in Management Control*, MacMillan: 245 - 270
- Edey, H.C.[1977] Accounting standards in the British Isles, in: Baxter, W.T. and S.Davidson (eds.), *Studies in Accounting*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales: 294 - 305
- Editorial [1943] The Institute and Accounting Principles, *The Accountant*, vol.108, No. 3563: 145 - 146
- Editorial [1976] Government fires a warning shot at the profession, *Accountancy Age*, vol. 7, No.7 (13 February 1976): 1
- Editorial [1981] How the Association sees the ASC, *Accountancy*, vol.92, No.1055: 23
- Editorial [1987a] A fundamental review, *Accountancy*, vol. 100, No. 1128: 1
- Editorial [1987b] ASC may become mirror image of FASB, *Accountancy*, vol. 100, No. 1128: 5
- Editorial [1989a] Dearing appointed to implement new regime, *The Accountant*, No.5831: 3
- Editorial [1989b] Act now, Dearing says, *Accountancy*, vol.103, No.1145: 6
- Edwards, J.R.[1989] *A History of Financial Accounting*, Routledge
- Ernst & Young and the Institute of Chartered Accountants of Scotland [1989] *Guide to the Companies Act 1989: A comprehensive analysis and interpretation of the changes in company law brought by the Companies Act 1989*, Kogan Page
- Financial Reporting Council [1991] *The Financial Reporting Council: the Accounting Standards Board: the Financial Reporting Review Panel; A Brief Outline*, Financial Reporting Council
- Finer, M. and H.A.C. Sturgess [1948] *The Companies Act, 1948*, Eyre & Spottiswoode
- Gower, L.C.B. [1984] *Review of Investor Protection, Report: Part I, 1983/84 Cmnd. 9125*
- Higson, A. [2003] *Corporate Financial Reporting: theory and practice*, Sage Publications
- Hoffman, L. and M.H. Arden [1983] Legal opinion on 'true and fair', *Accountancy*, vol.94, No. 1083: 154 - 156
- Hoffman, L. and M.H. Arden [1984] *Supplementary Joint Opinion*, 20 March 1984

- Hope, J.A.D. [1984] True and fair: the Opinion of Scottish Counsel, *The Accountants' Magazine*, vol.88, No.932: 65
- Hopkins, L. [1980] *The Hundredth Year*, MacDonald and Evans
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1942] Council Meeting (2 December 1942), *The Accountant*, vol. 107, No. 3549: 354 - 355
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1944] The Institute on company law - III, *The Accountant*, vol. 111, No. 3630: 1 - 2
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1971] *Explanatory Foreword* (reproduced in: *Accountancy*, vol. 82, No.930, 1971, p.61)
- Jack, R.B.[1977] A lawyer looks at CCA - 1, *The Accountant's Magazine*, vol.81, No.849: 101 - 103
- Leach, R.[1981] The birth of British accounting standards, in: Leach, R. and E.Stamp (eds.), *British Accounting Standards: the first 10 years*, Woodhead - Faulkner
- Lee, G.A.[1981] *Modern Financial Accounting*, 3rd ed., Nelson
- Mayson, S.W., D.French and C.L.Ryan [1989] *Company Law*, 5th ed., Blackstone
- McGee, A.[1992] The 'true and fair view' debate: A study in the legal regulation of accounting, in: Freedman, J. and M.Power (eds.), *Law and Accountancy: Conflict and Cooperation in the 1990s*, Paul Chapman: 106 - 120
- Moore, M.[2008] *The True and Fair Requirement Revisited, Opinion*, 21 April 2008
- Murphy, M.E.[1956] *Accounting: a social force in the community*, Melbourne University Press
- Parker, R.H. [1988] Regulating financial reporting in the UK, USA, Australia and Canada, in: Nobes, C.W. and R.H.Parker (eds.), *Issues in Multinational Accounting*, St. Martin's Press: 62 - 80
- Paterson, R. and D.Smith [1979] ASC - the immediate need for reform, *Accountancy*, vol.90, No.1032: 54 - 56
- de Paula, F.R.M.[1948] *Developments in Accounting*, Pitman (*reprinted in 1978*, Arno Press)
- Perks, B.[1983] Legal backing for SSAPs ? , *The Accountant*, vol.188, No.5635: 428 - 430
- Pixty, A.G., H.C.Willmott, D.J. Cooper and T.Lowe [1987] Modes of regulation in advanced capitalism: locating accountancy in four countries, *Accounting, Organizations and Society*, vol.12, No.3: 273 - 291
- Radcliffe, G.W.[1990] Accounting standards and the judiciary, *Accounting and Business Research*, vol.20, No.80: 329 - 336
- Rees, P.M.[1943] Accounting Principles, *The Accountant*, vol. 109, No. 3583: 75 - 77
- Review Committee [1988] *The Making of Accounting Standards*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales

- Robson, T.B.[1949] Fifteen months' experience of the Companies Act, 1948, *The Accountant*, vol. 121, No. 3909: 539 - 545
- Rutherford, B.A.[1985] The true and fair view doctrine: a search for explication, *Journal of Business Finance and Accounting*, vol.12, No.4: 483 - 494
- Rutherford, B.A.[2007] *Financial Reporting in the UK. A history of the financial accounting standards committee, 1969 - 90*, Routledge
- Sharp, K.[1971] Accounting standards after 12 months, *Accountancy*, vol. 82, No. 933: 239 - 245
- Stamp, E.[1981] The Watts report and the enforcement problem, *The Accountant's Magazine*, vol. 85, No. 900: 176 - 177
- Stamp,E. and C.Marley [1970] *Accounting Principles and the City code: the case for reform*, Butterworths
- The Stock Exchange [1972] *Admission of Securities to Listing*
- Storrar, A.C. and H.B. Peebles [1983] The development of financial accounting and reporting standards in the United Kingdom, *Managerial Finance*, vol.9, No.2: 1 - 9
- Streeck, W. and P.C.Schmitter [1985] Community, market, state, - and associations ? The perspective contribution of interest government to social order, in: Streeck, W. and P.C. Schmitter (eds.), *Private Interest Government: beyond market and state*, Sage Publications: 1 - 29
- Sugden, A.[1989] Dearing Report: the author replies, *Accountancy*, vol. 104, No. 1152: 77 - 78
- Taylor, P. and S.Turley [1986] *The Regulation of Accounting*, Basil Blackwell
- Timbrell, D. Y.[1977] When Are Accounting Principles Generally Accepted, *Canadian Business Law Journal*, vol. 2, No. 1: 77 - 81
- Underdown, B. and P.J.Taylor [1985] *Accounting Theory and Policy Making*, Heinemann
- Willmotto, H.[1985] Setting accounting standards in the UK: the emergence of private accounting bodies and their role in the regulation of public accounting practice, in: Streeck, W. and P.C. Schmitter (eds.), *Private Interest Government: beyond market and state*, Sage Publications: 44 - 71
- Willmotto, H.[1986] Organising the Profession: a theoretical and historical examination of the development of the major accountancy bodies in the U.K., *Accounting, Organizations and Society*, vol. 11, No. 6: 555 - 580
- Woolf, E., S.Tanna and K.Singh [1985] *The Regulatory Framework of Accounting*, 2nd ed., Macdonald and Evans
- Wyld, R.[1983] 'Generally accepted accounting principles'—what does it mean ? , *Accountancy*, vol. 94, No. 1075: 64

片木晴彦 [1994] 「会計包括規程の役割について」 龍田節・森本滋（編）『商法・経済法の諸

論説（弥永）

問題』（商事法務研究会）：21-43

岸田雅雄 [1992] 「イギリスにおける『真実かつ公正なる概観』の法理」石山卓磨 = 上村達男
（編）『公開会社と閉鎖会社の法理』（商事法務研究会）：279-298

科学研究費補助金基盤研究(B)「商事法における会計基準の受容」（平成19年度～平成21年度）
（課題番号19330019）による研究成果の一部である。